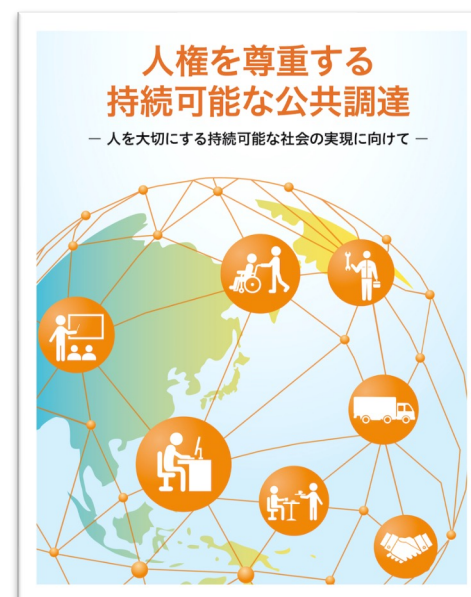




持続可能な公共調達推進に関する第二次提言

～バリューチェーンにおける責任ある企業行動・労働慣行の促進に向けて～



持続可能な公共調達推進に関する第二次提言



～バリューチェーンにおける責任ある企業行動・労働慣行の促進に向けて～

エグゼクティブサマリー

1. はじめに – 提言の背景と目的

1.1 人権をめぐる動向 1.2 持続可能な公共調達への要請

2. 日本の公共調達における持続可能性向上の取組みと課題

2.1 公共調達における持続可能性向上の取組み 2.2 持続可能な公共調達（SPP）実現に向けた課題

3. 提言

提言 1：持続可能な社会の実現に向けた公共調達（SPP*）の推進

政策実現の手段として一貫性のあるSPPの実施 / グローバルな競争に必要な「国際的に認められた人権」尊重の組入れ / ステークホルダーとの対話と協働によるSPPの推進

提言 2：企業行動が、人権や社会・経済の進展にもたらす「正」「負」の影響を考慮した「人権尊重調達枠組み」の策定

人権尊重に向けた「調達計画」の策定 / 入札参加資格及び落札者選定基準への人権保護の組入れ / 契約管理（契約遵守事項）への人権基準の組入れ / 契約管理における人権保護促進に向けた情報開示とモニタリング等の実施

提言 3：政府による「苦情処理メカニズム」の提供

相談・苦情・救済まで一貫した対応を行う相談・苦情処理機関の設置 / 相談・苦情処理機関の運用におけるステークホルダー連携

提言 4：SPP推進のための能力開発と体制整備、国民の権利意識の醸成

効果的なSPP実施のための能力強化と体制整備 / 相談・苦情処理業務を担う人材の育成 / 国民・市民への啓発・権利意識の醸成

4. おわりに

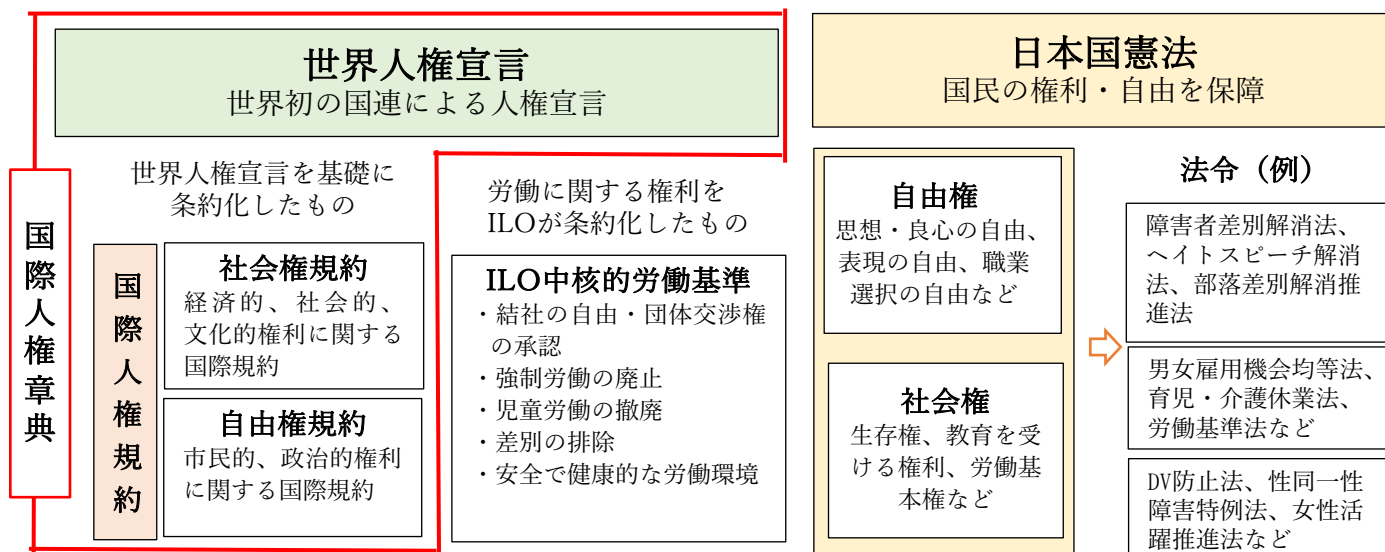
*SPP=Sustainable Public Procurement（持続可能な公共調達）



提言の背景と目的

1.1 人権をめぐる動向

- 「国際的に認められた人権」、日本国憲法により保障された人権を保護する国家の義務
- 「ビジネスと人権に関する指導原則」は、責任ある企業行動の共通基盤
国内外に広がる自国企業の事業活動において人権侵害がされないよう明確な期待を表明し、働きかけ、監督することが国家の義務の一環として規定された（指導原則 5 及び 6）
- 公正な競争環境への要請から、企業の人権尊重責任への義務化潮流
- G7では、グローバルバリューチェーンにおける、人権に対する「負」の影響の防止・軽減・救済とともに、企業活動による社会経済的進展への積極的貢献が推進されるべきとの方向性





提言の背景と目的

1.2 持続可能な公共調達への要請

- 持続可能な社会づくりに向けた**公共調達の戦略的活用の潮流**

EU公共調達司令（2014）、OECD公共調達理事会勧告（2015）

UNEP「10YFP」のプログラム、SDGsのゴール 12.7



- **VFM : Value for Moneyの定義の変化**、Valueに持続可能性を組込む考え方が主流化

- 持続可能な公共調達によって期待される効果

- ① **責任ある企業行動の促進、バリューチェーンを通じた人権保護、公正な競争環境の創出**
- ② 持続可能な公共サービスの実現
- ③ 包摂的な社会・経済の創出



2. 現状

2.1 日本の公共調達における持続可能性向上の取組み

- 法的には**会計法令に規定**され、**公正性、経済性、履行の確実性、透明性**が原則
- **大規模な購買力**：対GDP比は17.71%（2020年度）
- 政策目的実現のための公共調達の活用 = **付带的政策**
 - ・ 女性活躍支援、障害者就労施設支援、グリーン購入、中小企業対策など
 - ・ VfM の Value に 持続可能性基準が一定程度導入されていると評価できる
- 一部省庁、一部地方自治体による労働・人権問題への取組み
 - ・ 国交省による建設業の働き方改革のための新・担い手 3 法
 - ・ **公契約条例の策定**（特に賃金条項を含むもの）
 - ・ 法務省、複数自治体の社労士による労働条件審査など



2.2 日本の公共調達における持続可能性向上の課題

① 公共調達に関する**政策の一貫性・整合性に問題がある**

付带的政策と会計法令との整合性の欠如、政策手段としての公共調達の位置付けの欠如

② 持続可能性に関する**ステークホルダーとの対話の不足**

公共事業に関わる人、事業の対象となる人、影響を受ける人との対話の不足

③ **人権侵害を回避するための基準が乏しい**

グローバルサプライチェーンを含む人権問題を回避するための公共調達の基準がほとんどない

④ 優先的に取組む**脆弱な人々が限定されている**

普遍的な人権尊重の考え方にに基づき、リスクの調査・特定を行い、取り残されがちな人々への対応が必要

提言の全体像

提言 1 : 一貫性のあるSPPの実施

提言 4 : 能力開発と体制整備
権利意識の向上

既存の
公共調達

持続可能な
公共調達
(SPP)

戦略的組入れ

提言 2 : 人権尊重調達枠組

ビジネスと人権指導原則

- ・ 国家の人権保護義務
- ・ 企業の人権尊重責任
- ・ 救済

持続可能な社会経済
に向けた施策

責任ある企業行動



サプライチェーンを通じた
人権保護

公正な市場

提言 3 : 苦情処理
メカニズム

持続可能な公共サービス

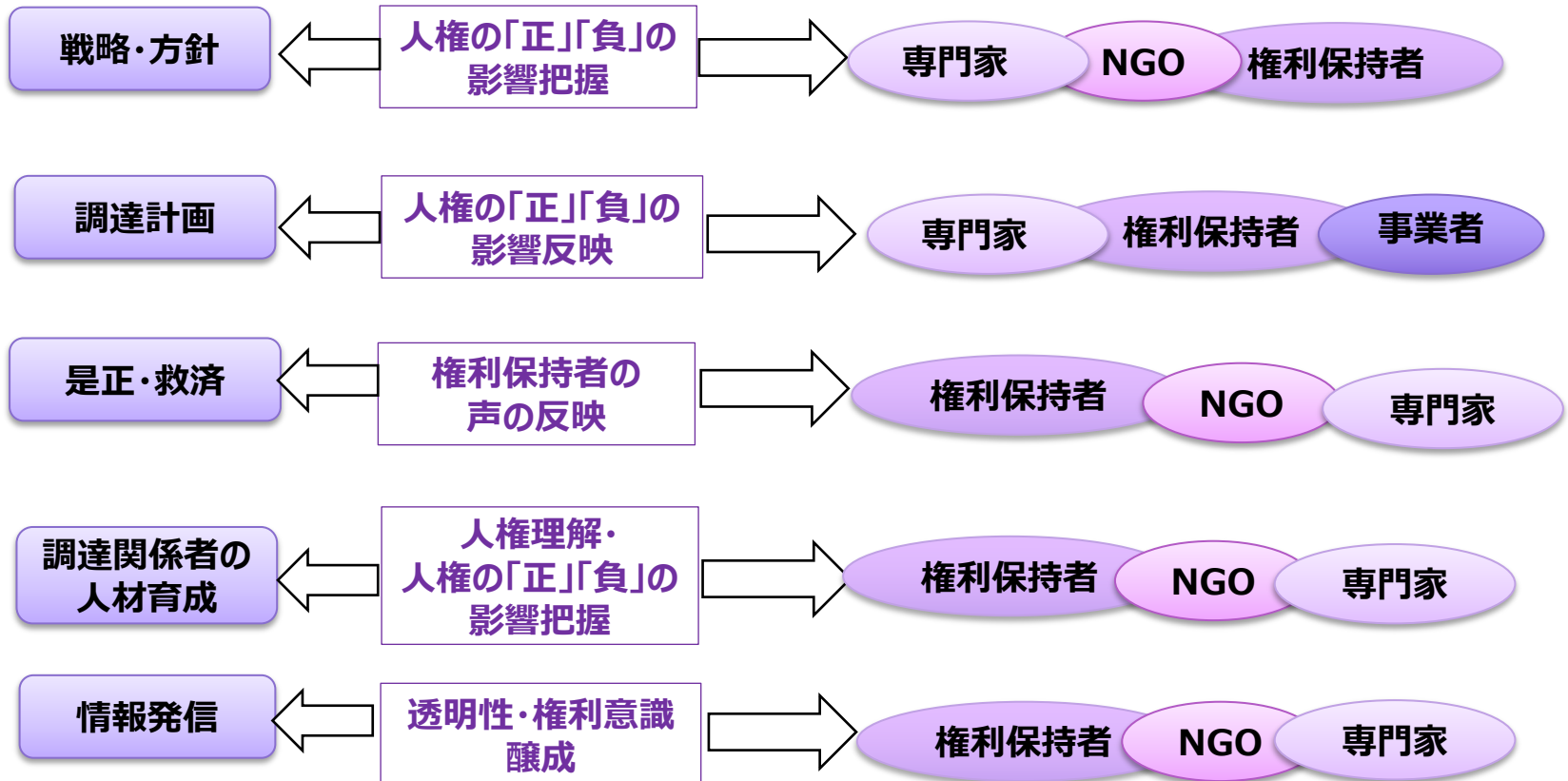
誰一人取り残さない
持続可能な社会経済



調達のすべてのプロセスと仕組みで ステークホルダーとの対話と連携が重要

<具体的取り組み>

<ステークホルダーの例>





持続可能な社会の実現に向けた公共調達の推進

持続可能な公共調達は、経済・環境・社会の進歩に積極的に貢献するとともに、人々・地球・社会に対する「負」の影響への対応を促進することで、**持続可能な社会実現の政策手段となり得る**

- **提言1.1 政策実現の手段として一貫性のある公共調達の実施**
 - SPPを持続可能な社会づくりに向けた政策実現の手段として明確に位置付ける
 - 「SDGs実施指針」「ビジネスと人権行動計画」などへの明記
 - 政策の一貫性を図るために、付带的個別政策と会計法令の関係性を明確にする
- **提言1.2 グローバル競争に必要な「国際的に認められた人権」尊重の組入れ**
 - SPPの基本原則として、以下を、国家の人権保護義務として明示する
 - 政府は公共調達の案件**受託企業を監督すること**（指導原則5）
 - 受託企業による人権尊重を促進すべく**自ら模範を示し企業の行動変容を促すこと**（指導原則6）
- **提言1.3 ステークホルダーとの対話と協働によるSPPの推進**
 - 調達の全プロセスで、持続可能性や人権に関するステークホルダー参加を促進し、実効性と透明性を確保
 - 人権への影響評価においてもステークホルダーの監視による透明性の確保が必要



企業行動が人権や社会・経済の進展にもたらす「正」と「負」の影響を考慮した「人権尊重調達枠組み」の策定

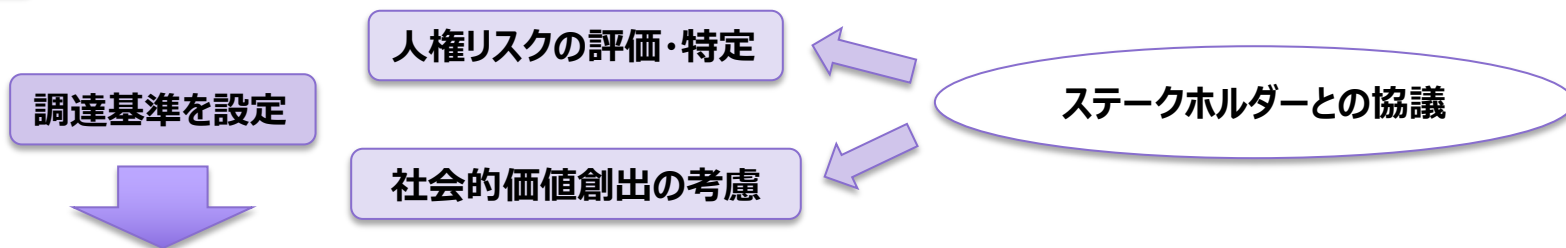
- **提言2.1 人権尊重「調達計画」の策定**
 - 1) グローバル・サプライチェーンも含めて人権リスクを特定・評価し、リスク深刻度に応じた調達基準の設定
 - 2) 多様なステークホルダーの声を反映する仕組みの導入
 - 3) 社会経済的価値創出の考慮
- **提言2.2 入札参加資格及び落札者選定基準への人権保護の組入れ**
 - 1) 人権に関わる契約遵守事項違反企業の入札参加資格の停止
 - 2) 入札参加資格登録の際の人権尊重啓発
 - 3) 仕様書に「指導原則」に沿った人権DDを組入れる
 - 4) 落札者選定における、社会の合意に基づく社会的価値評価の拡大
- **提言2.3 契約遵守事項への人権尊重基準の組入れ**
- **提言2.4 契約管理における人権保護促進に向けた情報開示とモニタリング等の実施**
 - 1) 企業への取組み報告の要請
 - 2) リスクベースのモニタリング・監査
 - 3) 違反状況の改善の促進

人権や社会経済にもたらす「正」「負」の影響を考慮した「人権尊重調達枠組み」の策定



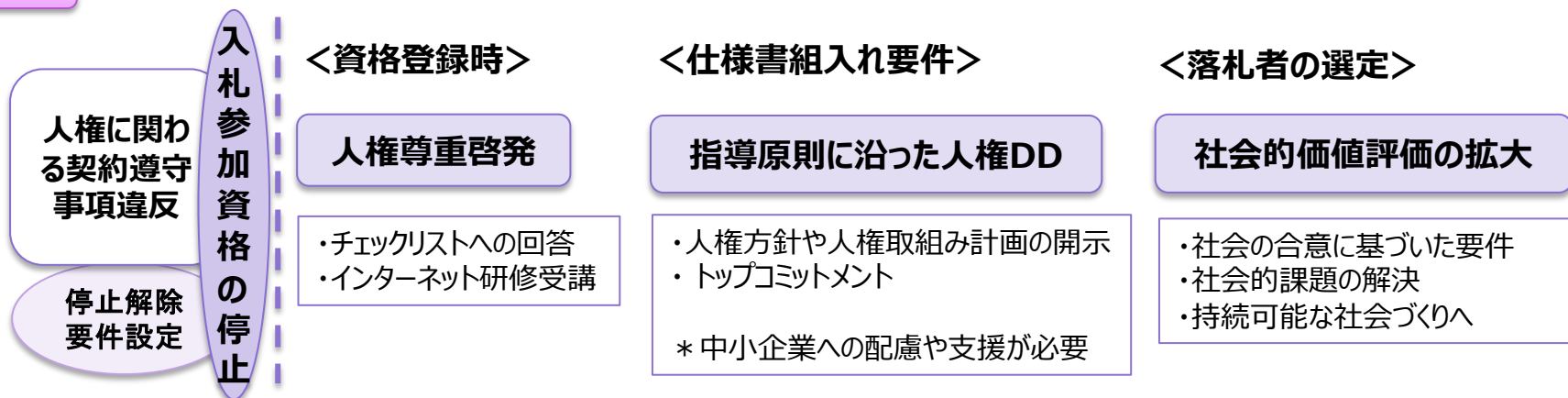
計画

2.1 人権を尊重する 調達計画 の策定



契約前

2.2 入札参加資格・落札者選定基準への人権保護の組入れ



契約時

2.3 契約遵守事項への人権尊重基準の組入れ

2023年4月の政府方針を受け、人権DDの促進に向けて、実効性のある具体的な取組みの検討必要

契約後

2.4 契約管理—情報開示、モニタリング、是正





政府方針（2023年4月3日） 公共調達において、入札する企業における人権尊重の確保に努める

公共調達の入札説明書や契約書等において、「入札希望者/契約者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める。」旨の記載の導入を進める。

公共調達における人権配慮について

令和5年4月3日

ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る

関係府省庁施策推進・連絡会議決定

政府の実施する調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めることとする。

具体的には、公共調達の入札説明書や契約書等において、「入札希望者/契約者は『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める。」旨の記載の導入を進める。

人権や社会経済にもたらす「正」「負」の影響を考慮した「人権尊重調達枠組み」の策定



契約前

2.2 入札参加資格・落札者選定基準への人権保護の組入れ

①

<入札参加資格の停止>

人権に関わる
契約遵守事項違反

停止解除
要件設定

<資格登録時>

②

人権尊重啓発

- ・チェックリストへの回答
- ・インターネット研修受講

③

<仕様書組入れ要件>

「指導原則」に沿った
人権DD

- ・人権方針や人権取組み計画の開示
- ・トップコミットメント
- * 中小企業への配慮や支援が必要

<落札者の選定>

④

社会的価値評価の
拡大

- ・社会の合意に基づいた要件
- ・社会的課題の解決
- ・持続可能な社会づくりへ

契約時

2.3 契約遵守事項への人権尊重基準の組入れ

2023年4月の政府方針を受け、人権DDの促進に向けて、実効性のある具体的な取組みの検討必要



政府による「苦情処理メカニズム」の提供

人権侵害がなされた場合に、適切かつ実効性のある救済へのアクセスが確保される仕組み
「苦情処理メカニズム」の整備が求められる。

提言3.1 相談から救済まで一貫した対応を行う相談・苦情処理機関の設置

提言3.2 相談・苦情処理機関の運用におけるステークホルダー連携

既存機関の
・ アクセスの向上 ・ 各機関の連携拡大

政府調達苦情処理推進会議

政府調達苦情検討委員会
(苦情の申立窓口)

NCP (OECD多国籍企業行動
指針の普及、紹介処理、問題解
決支援のため各国に設置)

国内人権相談
公的窓口

国内人権相談
民間窓口

ステークホルダーとの対話・協働により段階的に充実

政府から独立した国内人権機関

・ 人権侵害からの救済 ・ 人権保障の推進



提言4

SPP推進のための能力開発と体制整備、人々の権利意識の醸成

SPP推進には、公共調達に関わる**職員の能力向上**や、実施を支援する**仕組みの整備**が必要
人権が尊重・保護・救済される前提となる**人権意識の啓発や教育**も必要

- **提言4.1 効果的なSPP実施のための能力強化と体制整備**
 - 調達業務に携わる人材の能力強化（調達に関する既存の研修に持続可能性や人権を盛り込む）
 - SPPの実施をサポートする仕組みの整備
（ツール開発、市民社会の人材活用、司令塔組織の設置、外部専門家と連携した専門的助言）
 - 人権リスクを特定するための情報集約の仕組みの整備
- **提言4.2 相談・苦情処理業務を担う人材の育成**
 - 相談・苦情処理機関において相談・苦情対応を行う人材の育成
- **提言4.3 社会・市民への啓発・権利意識の醸成**
 - 「国際的に認められた人権」についての正しい理解の醸成



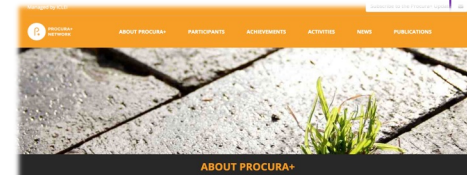
まとめと今後の課題

<まとめ>

人を大切にする持続可能な調達、SPP推進には、マルチステークホルダー間の
対話と協働が重要

今後の課題

- 人権尊重促進に向けて、公共調達の仕様書・契約書に組込む具体的内容を様々な人の声を聞いて検討することが必要
- 人を大切にする持続可能な公共調達を取りまとめる組織が必要
- 持続可能な公共調達に関する調査研究・先進事例共有





ご静聴ありがとうございました



**一般財団法人 CSOネットワーク
CSO Network Japan**

長谷川 雅子

mhasegawa@csonj.org